

社会福祉従事者と人権問題

岐阜協立大学 高木博史

私は、大学で社会福祉士の養成に携っているが、現在の社会福祉人材養成において決定的に欠けているものとして、人権教育があるのではないかと考えている。

たとえば、ソーシャルワーカーの職能団体である日本社会福祉士会が採択している倫理綱領には「差別、貧困、抑圧、排除、無関心、暴力、環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現」といった文言や、ケアワーカーの職能団体である日本介護福祉士会が採択している倫理綱領にも「すべての人々の基本的人権を擁護」といった文言が盛り込まれている。つまり、ソーシャルワーカーやケアワーカーに代表される社会福祉従事者としての倫理における柱として、「人権擁護」ということが大きく掲げられていることは言うまでもない。にもかかわらず、社会福祉従事者の中には、こうした「人権意識」が身につけていない者も散見されるのが現状である。その理由としてはいくつか考えられるが、やはり、社会福祉人材養成教育の中でこの問題について本気で取り組まれていないということにある。「いかにサービスをうまくつなぎ合わせ、効率よく回しているのか」ということに主眼が置かれた教育プログラムの中で、新自由主義的価値観とひじょうに親和性の高い社会福祉従事者が育っているといっても言い過ぎではないだろう。そして、その新自由主義的価値観と差別意識はとくに親和性が強いものひとつといえる。なぜなら、常に自分を優越的地位に置くことが市場原理の中で勝ち残るために要求されているからである。

私も過去に地域医療や福祉に熱心だといわれる団体での研修講師を引き受けたことがあるが、「生活保護受給者は甘えている」といった意識は、そうした団体の職員でも持っていることがある。

今日、SNS等の発達によって、自分の意見などを手軽に発信できる機会は各段に増えているといえるだろう。一方で、事実に基づかない情報源を根拠にヘイトスピーチや執拗な生活保護バッシングをはじめとする差別的発言もインターネット上には多く見られる。そして、それらが匿名でなされていることも少なくない。

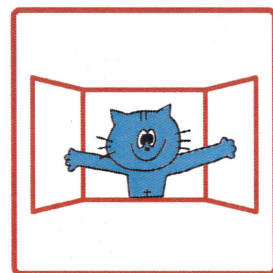
人材養成に関わってきたという意味で自省も含めて言及するが、こうした状況に、社会福祉従事者たちは、真摯に向き合ってきたといえるだろうか。

今、政府は「地域共生社会」を盛んに叫んでいるが、その担い手として社会福祉従事者が期待されている。しかし、「共生」の本当の意味が分からないとしたら、それは単に政策に利用されるだけの偽りの「専門職」となってしまうのではないだろうか。

誰もが安心して暮らせる社会を実現するためには、自分の発言によってどれほどの人が傷ついてしまうのか、という想像力が働かない「専門職」には、相手に寄り添う支援など期待できないのだろう。そのような意味で、「人権擁護」を掲げる専門職として、もちろん自分自身がそうした人権を侵害する側に加担することは論外として、そうした問題にもっと関心を向け、敏感に反応し、差別を許さないために何ができるのか考えていくことも必要ではないだろうか。



手を洗おう
#WashHands



換気をしよう
#OpenWindow



マスクをしましょう